

埼玉県の酒を活用した観光プロモーション業務委託 仕様書(公募用)

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県の酒を活用した観光プロモーション業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月13日(金)まで

3 目的

令和6年12月5日、ユネスコ無形文化遺産に日本の「伝統的酒造り」(杜氏・蔵人等がこうじ菌を用い、長年の経験に基づき築き上げてきた酒造り技術)が登録され、日本酒をはじめとした「酒」に社会的関心が高まっている。本県には、日本酒のほかにも、ワインやビール、ウイスキーなど、観光資源となる酒がたくさんある。

当業務委託では、旅先で酒を楽しむ「旅好き・酒好き層」をターゲットとして、これらの酒の魅力や、酒蔵、ワイナリー、ブリュワリー等の酒を楽しむスポット(以下、「酒スポット」という。)、付近の観光名所などの周遊を促す効果的なプロモーションを行うことにより、県内外からの誘客を図るとともに、宿泊促進、ナイトタイムエコノミー(夜間における経済活動)の推進を目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 酒、酒スポットを紹介した観光PR動画の制作

上記の目的を果たす効果的なプロモーションを行うため、2種類の観光PR動画を制作する。見た人が「本県を訪れたくなる」「本県の酒を飲みたくなる」「本県で酒を介した観光をしたくなる」ことを意識して、「ほろ酔い」できる気軽な観光地として埼玉の認知度が高まることを狙い企画を行うものとする。

【共通事項】

ア PR動画の企画・制作を行うこと。企画提案書に絵コンテなどを掲載し企画内容が分かるようにしておくこと。

イ 企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- 資料及び素材の収集

- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
 - ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
 - ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
 - ・ 撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担
- ウ 撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。編集に使用する映像、写真等の素材、BGMは原則受託者が調達するものとする。
- エ 動画内で紹介する酒および酒スポットの名称や説明、店舗の紹介等について、関係者に確認を行い疑義が生じないようにすること。
- オ 使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。
- カ 編集した動画案制作後の校正は、1本につき2回以上とする。
- キ 県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。
- ク 完成後、埼玉県産業労働部観光課（さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）へデータ及びDVDディスク1枚を納品する。
- ケ 納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。

【1種類目】 著名人等が出演する動画の制作

- ア プロモーションの主軸として、「旅好き・酒好き層」に訴求する著名人（テレビタレントやYouTuber等のインフルエンサーなど発信力を有する者、またはアニメ、漫画のキャラクターなど。以下、「著名人等」とする。）を選定すること。
- イ 上記で選定した著名人等の選定理由を示すこと。選定理由は、企画提案審査の参考とする。
- ウ 肖像権や著作権等、プロモーションを行うにあたり必要な手続きは受託者において行い、契約締結時までに放映可能媒体、放映時期など諸条件を整理しておくこと。

【2種類目】 幅広く放映可能なPR動画

- ア 動画の企画・概要
- ・ 酒スポットや周辺の観光スポットを複数紹介し、観光周遊を促す動画を制作する。地域の偏りがないように配慮すること。
 - ・ デジタルサイネージ、大型ビジョン、SNSなど様々な媒体で放映可能であり、県が当業務委託期間終了後にも長期間幅広く活用できる動画とし、音声ありとなしのをそれぞれ制作すること。
 - ・ モデル等の出演者を起用して撮影・制作を行う場合は、事前に県と協議の上決

定すること。

- ・ 「ちょこたび埼玉」公式YouTubeチャンネルに掲載されることを想定し、サムネイル（png形式）を併せて制作すること。
- ・ 企画提案時には、動画の構成案、イメージ画像等を用いた提案を行うものとする。

イ 仕様

データ形式：mp4やmov等

縦横比：縦型動画 9：16

横型動画 16：9

画質：縦型動画 1080×1920px以上

横型動画 1920×1080px以上

作成本数：縦型動画（①15秒音あり、②15秒音なし、③30秒音あり、④30秒音なし）

横型動画（①15秒音あり、②15秒音なし、③30秒音あり、④30秒音なし）の合計8本

ただし、音なしの動画は内容が分かるよう文字を入力すること。

使用期限：定めない

(2) (1) 【1種類目】で制作した動画を活用したプロモーション

制作した動画を活用し、県内外からの誘客、観光関連消費、周遊を促す効果的なプロモーションを実施する。企画提案内容に基づき実施するものとし、委託契約締結決定後に県と協議の上実施内容を確定する。放映時期、媒体、手法は、受託業者からの提案により決定する。

ア 著名人等が出演していることを鑑み、ターゲットに訴求する効果的かつ魅力的なプロモーション手法を提案すること。企画提案書上にその提案理由を記載しておくこと。

イ プロモーションの実施時期は、それぞれの酒の出荷時期や注目度が高まる時期を勘案し、効果的な時期を提案すること。

ウ 閲覧数やリーチ数等の目標値を定め、目標達成のための方策を講ずること。また、当プロモーションの効果測定を行うこと。

(3) (1) 【2種類目】で制作した動画の放映

予算の範囲内において、効果的な放映媒体を選定し、(1)【2種類目】で制作した動画の放映を行うこと。企画提案内容に基づき実施するものとし、委託契約締結決定後に県と協議の上実施内容を確定する。

ア 放映媒体の選定理由を整理し、企画提案書に記載すること。

イ 閲覧数やリーチ数の目標値を定め、目標達成のための方策を講ずること。また、

当プロモーションの効果測定を行うこと。

(4) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。業務完了報告書の内容については、以下の内容も含めること。

ア 企画内容

イ 定量的な効果等がわかるデータ（プロモーションの効果検証結果等）

ウ その他業務実施にあたって制作した成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 産業労働部 観光課 DMO支援・観光振興担当とする。

(5) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。

また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

オ 予算の範囲内において、委託業務の内容に加えて、その他のメディアの活用や効果的なプロモーションがあれば独自に提案すること。企画提案書に独自提案部分について分かるように記載をすること。

カ 当業務委託で収集、撮影した写真素材等を県に納品すること。納品された写真素材は、県及びその依頼を受けた一般社団法人埼玉県物産観光協会が、埼玉県の酒のPR及び観光振興に資する用途で幅広く活用する。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とする。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権について、「【1種類目】著名人等が出演する動画」は契約締結時までに著作権及び活用の条件を整理しておくものとし、「【2種類目】幅広く放映可能なPR動画」は原則として全て県に帰属するものとする。このうち2種類目は県及びその依頼を受けた一般社団法人埼玉県物産観光協会が、埼玉県の酒のPR及び観光振興に資する用途で幅広く活用する可能性がある。

- (4) 本業務の成果物に受託者があらかじめ所有していた写真・イラスト等を使用した場合、その写真・イラスト等を、埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
- ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当
電話：048-830-3955